

モノづくり魂浸透事業委託業務仕様書

1 目的

技能五輪・アビリンピックの認知度や理解度を高めるとともに、次世代のモノづくりを支える人材を創出するため、児童・生徒にモノづくりの魅力を浸透させ、技能者への憧れや、モノづくりへの関心を深めることを目的とする。

2 業務概要

県内の小学校、中学校及び特別支援学校へ技能五輪メダリスト等の技能者を派遣し、授業や課外活動等においてモノづくり体験や技能者による実演披露、職業講話等(以下、「派遣講座」という。)を行うとともに、技能五輪・アビリンピック出場を目指す選手が行う訓練の見学会を実施する。

なお、対象とする児童・生徒は、おおむね小学校4年生以上とし、派遣講座及び見学会の実施回数は合わせて60回以上とする。

3 業務内容

モノづくり魂浸透事業の実施に係る企画、運営及びこれに付随する業務一式。

なお、業務の実施に当たっては、愛知県産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室(以下「県」という。)の指示に従うこと。

(1) 派遣講座及び見学会の企画

- ・技能五輪メダリスト等の技能者を講師とした派遣講座とすること。
- ・技能五輪やアビリンピックの説明等を行い、両大会や愛知県選手団の活躍の認知度を上げる工夫を行うこと。特に12月上旬までに実施する講座については、2026年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックが本県で開催されることを周知し、大会見学を案内すること。また、技能五輪国際大会についても、大会の開催について周知を図ること。
- ・見学会は見学先企業等と調整し、できる限り複数の競技職種・種目を見学できるようにすること。なお、平日に学校単位での見学や、休日に保護者同伴の個人単位での参加など、実施方法や参加人数等について見学先企業等と十分に調整すること。

(2) 派遣講座及び見学会の募集要領等の作成

- ・派遣講座及び見学会の募集要領等を県と協議のうえ作成すること。

(3) 実施校の募集・受付

- ・学校募集は4月下旬までに開始すること。
- ・募集要領等必要な書類を印刷し、市町村教育委員会や学校へ配布する等、周知・働きかけを行うこと。
- ・派遣講座及び見学会の申込みの受付や、実施校の決定等の業務を行うこと。

(4) 派遣講座及び見学会の実施

- ・派遣講座及び見学会を合わせて60回以上実施すること。なお、派遣講座及び見学会の実施回数の内訳は県と協議のうえ決定すること。

(5) アンケートの実施

- ・事業の実施効果を検証するため、受講者、教員及び講師向けのアンケートを県と協議のうえ作成し、集計結果を分析すること。
- ・受講者向けのアンケートには「事業に参加し技能に興味・関心を持ったか」を問う質問を設けること。

(6) 報告書の作成

- ・本業務に係る実施報告書を作成すること。なお、実施報告書には以下の項目を含めること。
 - ①事業概要
 - ②年間スケジュール
 - ③派遣講座及び見学会実施報告
 - ④派遣講座及び見学会実施一覧
 - ⑤アンケート結果
 - ⑥まとめ

(7) その他

- ・本事業に関する必要な業務を実施すること。

4 業務委託期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

5 業務実施場所

派遣講座：県内の小・中学校、特別支援学校

見学会：企業・学校等

※ 派遣講座の実施場所については、実施地域が片寄らないよう考慮して、県内全域とする。学校からの応募数が想定を大きく上回る場合は県と調整し、派遣校を決定すること。見学会については、原則、1校あたりの見学先を1つの企業（又は学校等）とすること。

6 成果物

事業完了後、業務委託期間内に次のものを納品すること。

- (1) 実施結果報告書 2部（正本1部、副本1部）及び電子データ
- (2) その他、県が指示したもの。

7 納品場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県労働局産業人材育成課

技能五輪・アビリンピック推進室 全国大会グループ

8 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は県及び受託者の協議により定めるものとする。
- (2) 荒天等による休校などで業務の実施が困難となった場合には、関係機関と調整の上、その対応策を提案するとともに、迅速に対応できる体制を整えること。
- (3) 業務を行うに当たっては、第三者に委託せず、受託者の責において実施すること。ただし、主要な部分以外において委託の必要が生じた場合には、事前に県の承認を得ること。
- (4) 業務実施に当たっては、受託者において、事前に傷害保険等に参加し、安全に十分配慮すること。
- (5) 個人情報を含む情報管理については、十分に留意し、法令・条例を遵守すること。
- (6) 事業の進捗管理のため、定期的に県と業務に係る打合わせを行うこと。
- (7) 1件10万円（消費税及び地方消費税含む）以上の物品の購入は不可とする。
- (8) 仕様書に定めのないものについては、県と協議の上、速やかに対処すること。